

- I . 委託業務の概要
- II . 契約に関する事務手続
- III . 契約変更に関する事務手続
- IV . 経理処理について
- V . 物品費について
- VI . 人件費・謝金について
- VII . 旅費について
- VIII . その他経費について

IX. 間接経費について

- 1. 間接経费率の設定 P. 116
- 2. 間接経费率加算の運用について P. 119

- X . 再委託費・共同実施費について
- X I . 検査
- X II . 委託費の支払
- X III . 研究開発資産・知的財産権について
- X IV . 成果報告と研究成果の発信
- X V . プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

1. 間接経費率の設定

<間接経費の考え方>

NEDOの委託契約では、事務的経費等の直接経費では計上できない経費を間接経費の対象としています。

間接経費は、直接経費の合計に間接経費率を乗じて算出します。

- (1) 間接経費率は事業者の種別によって、以下の通り設定します。契約時に設定した率をその年度中は適用します。

事業者の種別	間接経費率
下記以外	10%
大学等 ^{※1}	15%
中小企業 技術研究組合等 ^{※2}	20%

大学・国立研究開発法人等への加算は次の2節をご参照ください。

※1 国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校

※2 当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成されている組合に限る。
構成比率が3分の2未満の場合の間接経費率は10%

ただし、別途委託先が受託研究規程等により定めている率や、その他約定した率が上記を下回る場合は、その率を用いることができます。

また、総合科学技術・イノベーション会議に登録されている競争的資金制度の事業については、30%を上限とすることとします。

IX

- (2) NEDO委託契約における中小企業の定義

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、以下に定める「主たる事業として営んでいる業種」により「資本金基準」または「従業員基準」のいずれかの基準を満たす会社です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本の額または出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

ただし、①大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社または孫会社、②2021年度以降の新規契約において確定している(申告済の)直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える会社について、「みなし大企業等」として取扱います。

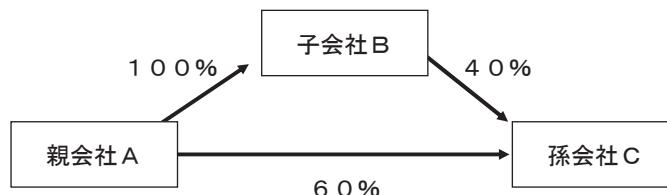
中小企業者に該当する場合は、「NEDO間接経費率確認フローチャート」(次頁)を参考にして「間接経費率確認書」**書式IX-1**(P.120)を実施計画書提出時に提出していただきます。

なお、判定に当たっては、契約を締結する事業年度の4月1日時点で確定している最新のデータを用いてください。設立されていない企業および技術研究組合等は設立された時点のデータを用いてください。

- (3)複数年度契約における次年度分の「間接経費率確認書」は、4月1日時点で確定している最新の状況について確認し、5月第5営業日までにプロジェクト担当部へ提出してください。

※ 連結決算ベースでの持分比率が100%でみなしだ企業等として扱う場合

大企業に該当する親会社Aに対して出資関係が以下のような場合、子会社B、孫会社Cが中小企業でも、みなしだ企業等として取り扱います。



<孫会社Cに対する親会社Aの持分>

$$\begin{aligned} &= (C \text{に対するAの出資比率}) + \{(B \text{に対するAの出資比率}) \times (C \text{に対するBの出資比率})\} \\ &= 60\% + (100\% \times 40\%) \\ &= 100\% \end{aligned}$$

間接経费率確認フローチャート

研究開発等の業務委託契約における間接経费率の設定にあたっては、大企業と中小企業の判定を行います。判定に当たっては、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータを用います。

中小企業に該当する場合は、「間接経费率確認書」および最新の有価証券報告書※を契約締結前(実施計画書提出時)に提出してください。

※ 有価証券報告書がない場合は、株主総会での承認等、法令、定款で定められた所定の手続きを終えた決算書を提出してください。

主たる事業として営んでいる業種について、「資本金基準」または「従業員基準」のいずれかの基準を満たしていますか。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

Yes

No

次の①または②に該当しますか。

- ① 大企業に該当する親会社があり、連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社または孫会社である。(100%子会社、孫会社の定義は、前頁を参照してください。)
② 2021年度以降の新規契約において確定している(申告済の)直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える。

Yes

No

「間接経费率確認書」の提出は不要です。
(間接経费率10%を適用)

みなしだ企業等として扱いますので
「間接経费率確認書」の提出は不要です。
(間接経费率10%を適用)

中小企業として扱いますので「間接経费率確認書」を提出してください。
(間接経费率20%を適用)

2. 間接経费率加算の運用について

1. 適用条件

大学等(国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校)については、研究機関として委託業務に直接従事する研究員またはその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合、間接経费率を15%加算することができます。また、国立研究開発法人等では同様に10%加算することができます。

※ただし、既に間接経费率30%を上限としている競争的研究資金制度の事業については適用対象となりません。

※加算分の15%(国研等は10%)は固定値であり、「最大15%(10%)」ではありません。

2. 申請方法

実施計画書の積算(委託先項目別明細表等)の間接経费率を、既定の間接経费率+15%(国立研究開発法人等では+10%)としてください。

3. 運用方法について

(1) 運用方法

本制度は研究員への間接経費を確保するための措置であることから、加算分の間接経費を研究員へ配分することが前提となります。

加算分を研究員へ配分したうえで研究員の了承がある場合は、研究員への配分が減額されても問題ありませんが、研究員の同意なく減額しないでください。

継続事業の途中年度において加算分を変更する場合は、事業内容の追加による積算変更や追加予算措置等が必要となりますのでプロジェクト担当部とご相談ください。

(2) 運用確認

研究員等への間接経費の配分状況については、中間検査、確定検査時などにおいて研究員等に聞き取ることで確認します。

なお、研究員への配分の有無について疑義が生じている場合や研究員への聞き取りが困難な状況にあるなどの場合は、委託先に対して配分されたことが分かる資料等(予算配分資料)の提示を求めることがあります。

(3) 運用されていない場合の措置について

研究員等への配分がないことが判明した場合は、直ちに委託先に対して是正を求めます。

NEDOからの是正要請に応じない場合は、業務委託契約約款に規定する「業務委託費積算基準(大学用)」、あるいは、「業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)」の条件に該当しないため、加算した間接経費を差し引くこととなります。

間接経費率確認書

1. 自社について

(20〇〇年4月1日現在)

企業名	(株)〇〇〇〇
本社所在地	神奈川県川崎市幸区大宮町〇番地
代表者氏名	代表取締役社長 ○○ ○○
主たる事業として営んでいる業種	製造業
資本金	2億円
従業員数	200人
確定(申告)済の直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額 (2021年度以降の新規契約のみ要記入)	2億円

2. 親会社について

(20〇〇年4月1日現在)

親会社の有無(いづれかに○)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
親会社の出資比率(親会社が大企業の場合)	×× % (大企業の100%子会社・孫会社の場合は、本用紙の提出は不要。)
企業名	(株)〇〇〇〇
代表者氏名	代表取締役社長 ○○ ○○
主たる事業として営んでいる業種	製造業
資本金	100億円
従業員数	1,000人

上記の記載については、事実と相違ないことを確約いたします。

これにより間接経費率は20%に設定されますが、上記の記載に誤りがあり、中小企業の扱いとならない場合には、委託期間開始時点より間接経費率10%が適用されることに異存ありません。

20〇〇年〇〇月〇〇日
 住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町〇番地
 名 称 (株)〇〇〇〇
 証明者 ○〇部長 ○○ ○○